

処方せんの一般名処方について

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。調剤薬局において先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）どちらも選ぶことができます。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などありましたら当院職員までご相談ください。

令和7年4月

医療機関名：ミツイ眼科医院 院長